

貸しホール契約書

貸主株式会社味園 ENERGY を甲とし、借主
乙として本日、以下のとおり契約した。

第1条 (契約成立)

甲は、下記部分 (貸しホールという) について、乙の利用を認め、乙は本契約を履行する義務を負うことを確認する。

使用場所 大阪府中央区難波千日前二丁目1525番地1他地上
ユニバースビル 地下1階 貸しホール 1368m²

第2条 (使用目的)

乙は、貸しホールを
として使用し、それ以外の目的に利用しない。

第3条 (使用時間)

- ① 乙は、貸しホールを、令和 年 月 日に限り、使用する。
使用時間は、 時 分 ~ 時 分までとする。
(音響については、23時00分を限度とし、以後の演奏等一切の音出しは厳禁とする。乙は、甲に対し、貸しホール利用日の24時00分までに完全撤収して貸しホールを明け渡すものとする。)
- ② 乙は、貸しホールを、令和 年 月 日~令和 年 月 日に限り使用する。
1日の使用時間は、 時 分 ~ 時 分までとする。
(音響については、23時00分を限度とし、以後の演奏等一切の音出しは厳禁とする。乙は、甲に対し、貸しホール利用日の24時00分までに完全撤収して貸しホールを明け渡すものとする。)

第4条 (利用料)

乙は利用料金 を、利用当日中までに現金で支払う。
(第3条②の場合は、利用日毎に当該日分を支払う。)

第5条 (保証金)

乙は、甲に対し保証金として を契約成立と同時に支払う。
上記保証金は、貸しホール使用后、使用料金の一部として充当する。

尚、乙から、貸ホール利用につき、キャンセルがあった場合は、甲は乙に対して下記キャンセル料を預かり保証金から控除し、残額を返金する。

【キャンセル料】

i	120日前～61日前	利用料金の50%
ii	60日前～当日	利用料金の100%

第6条 (利用の範囲)

乙は、貸ホールの内の設備・備品はあらかじめ甲の了解したものにつき、備品の移動も含めて利用できる。

第7条 (甲の立会)

乙が、貸ホールを利用中、建物管理の目的のため、甲の従業員は立ち会うものとする。

貸ホール利用中、場内において、不法行為が発見された場合は、甲乙、協力して該当行為を中止させるものとする。

第8条 (禁止事項)

- (1)乙は、本件の利用の権利を第三者に譲渡してはならない。
- (2)乙は、貸しホール部分以外の利用をしてはならない。
- (3)乙は、契約に基づく利用目的以外に利用してはならない。
- (4)乙並びに貸ホール利用者は、貸ホール内において火気を使用してはならない。
- (5)甲は、乙に対して飲食の提供はしない。乙が飲食を必要とする場合は、乙の責任において行うものとする。
- (6)乙は、暴力団、反社会的集団と見られるものに利用させてはならない。

第9条 (契約解除)

乙が次の各号に該当するときは、甲はなんらの通知通告を要せず、直ちにこの契約を解除することが出来る。

- (1)乙が本契約に反したとき。
- (2)乙若しくは貸しホールの利用者が、暴力団、反社会的集団の利用であると甲が判断したとき。
- (3)乙の貸しホールの利用が、甲の名誉、信用を毀損するとき。

第10条 (場所などの返還義務)

乙は、甲に対し、貸しホールの利用終了後、明け渡し時間までに、設備・備品その他利用したものをすべて、元の状態に戻して明け渡す。

ホール使用に際し、乙が持ち込んだ設備・備品等については、そのすべてを貸ホール返還までに、搬出するものとし、残置物ある場合、甲において適宜処分するも乙は異議申し立てしないものとする。尚、甲において乙の残置物を処分する場合、甲の計上する処分費用一切は乙の負担とする。

第11条 (違約金)

乙が、第9条に該当したときは、乙は、甲に対して違約金として、利用料金全額を支払う。

第12条 (損害賠償)

乙が、貸しホールの利用において、甲の設備・備品その他、甲に損害を与えたときは、乙は甲に対して損害賠償を行う。

第13条 (収容員数)

貸ホール内の収容員数は、総数1,000名を上限とし、それを超える員数の入場は禁止する。

第14条 (利用中の事故等)

乙は、貸ホール利用の状況にかかわらず、乙の利用中の事故全般(喧嘩・争乱による傷害、盗難、中毒、器物損壊等)については、乙がそのすべての責任を負い、甲はその責任を負わない。

第15条 (コロナ禍における遵守)

乙は政府または行政機関より発出されているライブハウス及びその他の乙による会場使用における各種ガイドラインの遵守を履行するものとする。
又、上記ガイドライン及び甲が独自に定めた規定を履行しない場合、甲は乙に対し当該イベント及びあらゆる催しの即時中断もしくは中止を求める事が出来、乙はいかなる場合も甲の要請を聞き入れるものとする。
又、上記理由における中断もしくは中止となり得た場合、甲は乙に対し、当該イベント及び催しに対する損害賠償の一切を行わないものとする。

特筆事項

第15条における一例として、乙が呼び込む出演者、その関係者、及び客のマスク着用の遵守が守られていないと甲が判断した場合等。

令和 年 月 日

貸主

大阪市中央区千日前二丁目3番9号
株式会社 味園 ENERGY
代表取締役 志井 廣明

借主